

令和2年5月8日

自立支援医療（精神通院医療）指定医療機関 各位

横浜市健康福祉局こころの健康相談センター

**新型コロナウイルス感染症の発生状況等に伴う
自立支援医療（精神通院医療）の有効期間延長対応について（依頼）**

日頃より横浜市政に御理解・御協力くださり、誠にありがとうございます。

令和2年4月30日付で厚生労働省より通知があり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」が同日付で一部改正されました。

これを受け、引き続き厚生労働省への確認を行ってまいります。現時点としては以下の通り対応することとしますので、ご確認・ご対応くださいますようお願い申し上げます。

【対応方針】

- ・ 有効期間が令和2年5月～令和3年2月までの間に満了する受給者については、更新申請手続きを省略し、満了日を1年間延長します。
- ・ 有効期間が令和2年3月～4月までの間に有効期間が満了し、更新申請を受理していない受給者についても、申請手続きを省略し、満了日を1年間延長します。
- ・ 現在、横浜市で既に更新申請を受理している方については、新しい受給者証の発送まで通常通り行います。新しい受給者証の発行を希望される方の更新申請は、通常通り申請を受理します。
- ・ 新規申請、市外転入、変更申請については、通常通り申請手続きが必要です。

【その他】

- ・ 有効期間が令和2年3月～令和3年2月までの受給者証を患者様がお持ちになった場合は、有効期間を1年延長として読み替えてください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、指定医療機関の変更手続きが間に合っていないものの、自立支援医療（精神通院医療）受給者証の所有が確認できる患者様に対しては、特例的に公費計上していただいて構いません。その際、レセプトの備考欄に「指定外だが新型コロナ対応による」等と、わかるように記載ください。
- ・ 更新手続きのために患者様が診断書の取得目的で来院された場合は、現在の受給者証で1年先の有効期限まで使用することも可能である旨をご案内ください。
- ・ 本内容に今後変更等が生じた場合は、横浜市の精神通院医療のホームページへ、随時情報を掲載予定です。検索エンジンで「横浜市」「精神通院医療」「指定医療機関」と入力し、検索していただくと該当ページが検索結果として表示されますので、ご確認ください。

事務担当：

横浜市健康福祉局こころの健康相談センター

(TEL) 045-671-2415

(E-mail) kf-seitsuin@city.yokohama.jp